

検査実施料新設のお知らせ

管理番号: 21-0123
2021年10月 C-01

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和3年9月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知

「保医発0930 第3号」により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
染色体ゲノムDNAのコピー数変化及び ヘテロ接合性の喪失測定	8,000 点
抗カルジオリピンIgM抗体	232 点
抗 β 2グリコプロテイン I IgG抗体	232 点
抗 β 2グリコプロテイン I IgM抗体	232 点

■ 適用日

2021(R3)年 10月 1日 から適用



株式
会社 四国中検

香川検査所: 087-877-0111 高知検査所: 088-802-7250 松山検査所: 089-955-7600 徳島検査所: 088-665-3125
<https://www.s-cyuken.co.jp>

▼ 新規保険収載項目 詳細内容

検査項目(医療機器)	染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失測定
保険点数	8,000点
判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	D006-4 遺伝学的検査の「3」 処理が極めて複雑なもの
備考	薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、アレイCGH法により染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合は、本区分の「3」処理が極めて複雑なものを準用して患者1人につき1回に限り算定する。 ア 本検査は、12q14欠失症候群、15q13.3欠失症候群、15q24反復性微細欠失症候群、15q26過成長症候群、16p11.2重複症候群、16p11.2-p12.2欠失症候群、16p11.2-p12.2重複症候群、16p13.11反復性微細欠失症候群、16p13.11反復性微細重複症候群、17q21.31反復性微細欠失症候群、1p36欠失症候群、1q21.1反復性微細欠失症候群、1q21.1反復性微細重複症候群、1q21.1領域血小板減少-橈骨欠損症候群、22q11.2欠失症候群、22q11重複症候群、22q11.2遠位欠失症候群、22q13欠失症候群(フェラン・マクダーミド症候群)、2p15-16.1欠失症候群、2p21欠失症候群、2q33.1欠失症候群、2q37モノソミー、3q29欠失症候群、3q29重複症候群、7q11.23重複症候群、8p23.1微細欠失症候群、8p23.1重複症候群、8q21.11欠失症候群、9q34欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16症候群、22qテトラソミー症候群(キャットアイ症候群)、シャルコー・マリー・トウス病、5p-症候群、遺伝性脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1欠失症候群、ペリツェウス・メルツバッハ病(先天性大脳白質形成不全症)、ポトキ・ルプスキ症候群、ポトキ・シェイファー症候群、プラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞-糖尿病症候群、16p12.1反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マギニス症候群、ソトス症候群、裂手/裂足奇形1、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR症候群、ウィリアムズ症候群、ウォルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23重複症候群、MECP2重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群(鏡一緒方症候群)並びに14番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。 イ 本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 本検査は、区分番号「D026」検体検査判断料の「注6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において実施すること。

検査項目(医療機器)	抗カルジオリピンIgM抗体
保険点数	232点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014」自己抗体検査の「27」
備考	抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピンIgM抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

検査項目(医療機器)	抗β2グリコプロテインI IgG抗体
保険点数	232点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014」自己抗体検査の「27」
備考	抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗β2グリコプロテインI IgG抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

検査項目(医療機器)	抗β2グリコプロテインI IgM抗体
保険点数	232点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014」自己抗体検査の「27」
備考	抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査抗β2グリコプロテインI IgM抗体の測定を行った場合に、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

検査項目(医療機器)	※上記3項目と「27」の抗カルジオリピン抗体(IgG)を併せて実施した場合
保険点数	232点×3回(696点)
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014」自己抗体検査の「27」
備考	「27」の抗カルジオリピン抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインI IgG抗体及び抗β2グリコプロテインI IgM抗体の検査を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。